

機能別消防団員

機能別団員制度とは

能力や事業に応じて特定の活動のみ参加し、すべての活動を行う基本団員の活動を補完する消防団員となり、日中時間帯の活動を行う基本団員の活動を補完することを目的としています。

活動内容により、支援団員・学生団員・事業所団員の3つに区分されます。

1 支援団員とは

福島市消防団において基本団員として従事し退団した方、または消防職員を退職した方を対象としています。

主な活動内容は、災害時の活動支援です！！

2 学生団員とは

福島市内の大学や専門学校等に通学している方を対象としています。

主な活動は、火災予防運動、広報活動です！！

3 事業所団員とは

福島市内に勤務する方を対象としています。

主な活動は、勤務地周辺で発生した火災の初期消火です！！

✪入団後の処遇✪

機能別消防団員は、非常勤特別職の地方公務員です。

報酬：年12,000円(年2回に分けて支給。)

また、条例に基づき活動に費用弁償が支給されます。

公務災害補償：消防団活動中に負傷した場合に補償制度があります。

詳しくは、

福島市消防本部 消防総務課 消防係にお問合せ下さい。**☎024-534-9107**